

大分県立看護科学大学大学院学則

平成18年4月1日
規程第 2 号

目 次

第1章	総則（第1条～第6条）
第2章	学年、学期及び休業日（第7条～第9条）
第3章	修業年限及び在学年限（第10条・第11条）
第4章	教育課程及び履修方法等（第12条～第22条）
第5章	入学、進学、転入学、再入学、休学、復学、転学、留学、退学及び除籍（第23条～第34条）
第6章	課程の修了及び学位の授与（第35条・第36条）
第7章	科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人特別学生（第37条～第39条）
第8章	入学料及び授業料等（第40条）
第9章	賞罰（第41条・第42条）
第10章	雑則（第43条）
附則	

第1章 総則

（目的）

第1条 大分県立看護科学大学大学院（以下「本大学院」という。）は、看護学及び関連領域の理論及び応用の教授研究を通して、より高い専門性を有し、看護の実践、教育及び研究において指導的役割を果たすことのできる人材を育成し、もって地域社会における健康と福祉の向上及び看護学の進展に寄与することを目的とする。

（構成）

第2条 本大学院の課程は、博士課程とする。

2 博士課程は、前期2年の課程（以下「博士課程（前期）」という。）及び後期3年の課程（以下「博士課程（後期）」という。）に区分し、博士課程（前期）は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 本大学院に、看護学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

4 研究科に看護学の教授研究を目的とする看護学専攻及び看護学の関連領域の教授研究を目的とする健康科学専攻を置く。

5 研究科の入学定員及び総定員は、次のとおりとする。

専攻名	課程名	入学定員	総定員
看護学専攻	博士課程(前期)	37人	74人
	博士課程(後期)	4人	12人
健康科学専攻	博士課程(後期)	0人	0人

（職員）

第3条 本大学院の職員は、次のとおりとし、大分県立看護科学大学の職員をもって充てる。

- 一 教授
- 二 准教授
- 三 講師
- 四 助教
- 五 助手
- 六 事務職員
- 七 その他の職員

(研究科長)

第4条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する事項を掌理する。

(研究科委員会)

第5条 研究科に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(自己評価)

第6条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、第1条の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価(以下「自己評価」という。)を行うものとする。

2 自己評価に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を分けて、次の2学期とする。

- 一 前期 4月1日から9月30日まで
- 二 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。ただし、学長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- 三 開学記念日
- 四 春期休業日 3月1日から4月7日まで
- 五 夏期休業日 7月21日から9月5日まで
- 六 冬期休業日 12月24日から翌年1月7日まで

2 前項に定める休業日のほか、学長は、臨時に休業日を定めることができる。

第3章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第10条 博士課程(前期)の修業年限は2年とし、博士課程(後期)の修業年限は3年とする。

(在学年限)

第11条 学生は、博士課程(前期)においては4年、博士課程(後期)においては6年を超えて在学することができない。ただし、学長が、教育上特別の必要があると認めた場合はこの限りでない。

第4章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第12条 授業科目及び単位数は、看護学専攻博士課程(前期)においては別表第1、看護学専攻博士課程(後期)においては別表第2及び健康科学専攻博士課程(後期)においては別表

第3のとおりとする。

(履修単位)

第13条 看護学専攻博士課程（前期）の学生は、別表第1に定めるところにより30単位以上を修得しなければならない。

2 看護学専攻博士課程（後期）の学生は、別表第2に定めるところにより16単位以上を修得しなければならない。

3 健康科学専攻博士課程（後期）の学生は、別表第3に定めるところにより16単位以上を修得しなければならない。

(単位の計算方法)

第14条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により算定するものとする。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第15条 授業科目を履修し、試験その他の審査により合格した者には、所定の単位を与えるものとする。

(成績の評価)

第16条 授業科目の成績の評価は、A、B、C及びDの評語をもって表し、A、B及びCを合格とする。

(授業及び研究指導)

第17条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に関する指導により行うものとする。

(教育方法の特例)

第18条 学長は、教育上特別の必要があると認める場合は、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うこととすることができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第19条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が学長の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、15単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第20条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院（本大学院を含む）において履修した授業科目について修得した単位（第37条の規定により修得した単位を含む。）を、15単位を超えない範囲で本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、第28条又は第29条の規定により入学する場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、前条において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第21条 学長は、教育上有益と認めるときは、学長の定めるところにより、学生に他の大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。

2 前項の研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

3 学長は、第1項の規定により受けた研究指導を本大学院で受けた研究指導とみなすことができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第21条の2 学長は、別に定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第10条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、これを認めることができる。

(履修方法等)

第22条 この章に定めるもののほか、履修に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第5章 入学、進学、進級、転入学、再入学、休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(入学の時期)

第23条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第28条又は第29条の規定により入学する者については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第24条 本大学院の博士課程（前期）に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学校教育法第83条第1項の大学を卒業した者
- 二 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 六 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 七 文部科学大臣の指定した者
- 八 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、本大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- 九 本大学院が行う個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 本大学院の博士課程（後期）に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 修士の学位又は専門職学位を有する者
- 二 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 五 文部科学大臣の指定した者
- 六 本大学院が行う個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学の出願)

第25条 本大学院への入学を志願する者は、別に定める期間内に、所定の入学願書に入学料及び別に定める書類を添えて学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第26条 前条に規定する入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第27条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、別に定める期日までに、別に定める書類を提出し、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者に対して入学を許可する。

(進学)

第27条の2 本大学院の博士課程(前期)を修了し、引き続き本大学院の博士課程(後期)への進学を志願する者は、別に定める期間内に、所定の進学願書に別に定める書類を添えて学長に提出しなければならない。

2 前項に規定する進学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

3 前項の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、別に定める期日までに、別に定める書類を提出しなければならない。

4 学長は、前項に規定する進学手続を完了した者に対して進学を許可する。

(進級)

第27条の3 看護学専攻実践者養成NPコースについては、第2学年への進級試験を実施し、進級の判定を行う。

2 進級に関し必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第28条 学長は、他の大学院に在学している者で本大学院への転入学を志願するものがあるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当と認める年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い、修業年限並びに在学年限については、研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

3 その他転入学について必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

(再入学)

第29条 学長は、第33条の規定により本大学院を退学した者で再び本大学院に入学を志願するものがあるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当と認める年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い、修業年限並びに在学年限については、研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

3 その他再入学について必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

(休学及び復学)

第30条 学生が疾病その他の理由により、引き続き3月以上修学することができないときは、学長の許可を受けて休学することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる学生に対して、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、学長が、教育上特別の必要があると認めた場合はこの限りでない。

4 休学期間は、通算して博士課程(前期)にあつては2年、博士課程(後期)にあつては3年を超えることができない。ただし、学長が、教育上特別の必要があると認めた場合はこの限りでない。

5 休学期間は、第11条、第28条第2項及び第29条第2項に規定する在学年限に算入しない。

6 休学期間中に当該理由がなくなったときは、学長の許可を受けて復学することができる。

7 その他休学及び復学について必要な事項は、学長が別に定める。

(転学)

第31条 学生が他の大学院への転学を志願しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第32条 学生が外国の大学院への留学を志願しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第10条、第28条第2項及び第29条第2項の修業年限並びに第11条、第28条第2項及び第29条第2項に規定する在学年限に含めることができる。

3 第19条の規定は、留学について準用する。

(退学)

第33条 学生が退学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第34条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、研究科委員会の議を経て、除籍する。

一 第11条、第28条第2項及び第29条第2項に規定する在学年限を超えたとき。

二 第30条第4項に規定する休学期間（学長が教育上特別の必要があると認めた期間を除く。）を超えたとき。

三 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しないとき。

四 長期間にわたり行方不明のとき。

第6章 課程の修了及び学位の授与

(博士課程の修了)

第35条 本大学院の博士課程（前期）に第10条、第28条第2項及び第29条第2項の修業年限以上在学し、第13条第1項又は同条第3項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者については、研究科委員会の議を経て、学長が修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者、入学時の既修得単位の認定において履修する教育課程の過半数の単位を修めた者については、本大学院の博士課程（前期）に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 本大学院の博士課程（後期）に第10条、第28条第2項及び第29条第2項の修業年限以上在学し、第13条第2項又は同条第4項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者については、研究科委員会の議を経て、学長が修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者、入学時の既修得単位の認定において履修する教育課程の過半数の単位を修めた者については、本大学院の博士課程（後期）に2年以上在学すれば足りるものとする。

(学位)

第36条 博士課程（前期）を修了した者に対し、看護学専攻においては修士（看護学）の学位を授与する。

2 博士課程（後期）を修了した者に対し、看護学専攻においては博士（看護学）の学位を、健康科学専攻においては博士（健康科学）の学位を授与する。

3 前項に定めるもののほか、別に定めるところにより、前項と同様の学位を授与する。

第7章 科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人特別学生

(科目等履修生及び聴講生)

第37条 本大学院において、特定の授業科目を履修又は聴講することを志願する者があるときは、学長は、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生又は聴講生として許可することができる。

2 科目等履修生及び聴講生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(研究生)

第38条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、学長は、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(外国人特別学生)

第39条 外国人で、本大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、学長は、選考の上、外国人特別学生として許可することができる。

2 外国人特別学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第8章 入学料及び授業料等

(入学料及び授業料等)

第40条 入学考査料、入学料、授業料及び証明料の額並びに徴収方法に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

第9章 賞罰

(表彰)

第41条 学生として表彰に値する行為があった者に対して、学長は、研究科委員会の議を経て、表彰することができる。

(懲戒)

第42条 この規程その他学生に関する規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者に対して、学長は、研究科委員会の議を経て、懲戒することができる。

2 前項の懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当な理由なくして、修業の実のない者
- 四 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第10章 雑則

(委任)

第43条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 28 年 12 月 21 日から施行する。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第12条、第13条関係）

教育課程	専攻領域	授業科目	授業を行う年次	単位数		備考
				必修	選択	
専門科目	基盤看護学	看護アセスメント学特論	1		2	研究者養成は、基盤看護学、発達看護学及び広域看護学の専攻領域のうちから特論科目4単位以上、演習に関する科目を4単位以上修得しなければならない。
		精神保健学特論	1		2	
		看護管理学演習	2		4	
		基盤看護学演習	2		4	
	発達看護学	小児看護学特論	1		2	
		成人看護学特論	1		2	
		老年看護学特論	1		2	
		生殖看護学特論	1		2	
		発達看護学演習	2		4	
	広域看護学	地域看護学特論	1		2	実践者養成看護管理・リカレントコースは、基盤看護学、発達看護学、広域看護学及び保健行政看護学の専攻領域のうちから特論科目4単位以上、演習に関する科目を4単位以上修得しなければならない。
		国際看護学特論	1		2	
		放射線保健学特論	1		2	
		広域看護学演習	2		4	
	保健行政看護学	保健医療福祉行政特論※	1		2	
		環境保健学特論※	1		2	
		広域看護アセスメント学演習※	1		2	
		疫学・保健統計学演習※	1		2	
		健康社会科学特論※	1または2		2	
	プライマリNP共通（実践者）	NP特論	1		1	実践者養成NPコースは、プライマリNP共通と老年NPあるいは小児NPのいずれかを選択し、科目36単位をすべて修得しなければならない。
		プライマリNP演習	1		1	
		NP実践特論	1		2	
		診察診断学特論	1		3	
		アセスメント学演習	2		2	
		臨床薬理学特論	1		3	
		臨床薬理学演習	2		2	
		医療安全実践演習	1		2	
		特定行為実習	2		3	
		NP探究セミナー	2		1	
	老年NP（実践者）	老年疾病特論	1		2	実践者養成助産学コースは、助産学（実践者）の科目46単位をすべて修得しなければならない。
		老年NP実習Ⅰ	2		8	
		老年NP実習Ⅱ	2		4	
		老年NP実習Ⅲ	2		2	
	小児NP（実践者）	小児疾病特論	1		2	
		小児NP実習Ⅰ	2		8	
		小児NP実習Ⅱ	2		4	
		小児NP実習Ⅲ	2		2	
	助産学（実践者）	助産学概論	1		2	
		周産期特論	1		2	
		母子成育支援特論	1		2	
		リプロダクティブ・ヘルスト論	1		2	
		ウイメンズヘルスト論	1		2	
		妊娠期診断技術特論	1		2	
		分娩期診断技術特論	1		2	
		産褥・新生児期診断技術特論	1		2	
		周産期診断技術演習	1		2	
		助産保健指導演習	1		3	
		分娩期実践演習	2		2	
		助産過程展開演習	1		2	
		助産マネジメント論	1		2	
		地域母子保健学特論	2		1	
		助産マネジメント演習	2		2	
		助産学統合実習	2		9	
		ハイリスク妊産婦ケア実習	2		2	
		妊娠期課題探究実習	1		2	
		NICU課題探究実習	1		2	
		地域母子保健演習	2		1	

別表第1（第12条、第13条関係）

教育課程	専攻領域	授業科目	授業を行う年次	単位数		備考		
				必修	選択			
専門科目	広域看護学 (実践者)	広域看護学概論Ⅰ	1		2	実践者養成広域看護学 コースは、広域看護学 (実践者)の科目48単位 をすべて修得しなければ ならない。		
		広域看護学概論Ⅱ	1		1			
		広域看護展開特論	1		2			
		産業保健特論	1		1			
		学校保健特論	2		1			
		健康危機管理特論	1		2			
		健康増進技術演習	1		2			
		広域看護アセスメント学演習	1		2			
		健康教育特論	1		2			
		健康教育演習	1		1			
		広域看護管理特論	1		2			
		健康リスクアセスメント演習	1		2			
		疫学特論	1		2			
		保健統計学	1		2			
		疫学・保健統計学演習	1		2			
		保健医療福祉行政特論	1		2			
		疾病予防学特論	1		2			
		実践薬理学特論	1		1			
		薬剤マネジメント学特論	1		1			
		環境保健学特論	1		2			
		地域生活支援実習	1		2			
		地域マネジメント実習Ⅰ	1		1			
		地域マネジメント実習Ⅱ	1		3			
		広域看護学実践演習Ⅰ	1		1			
		広域看護学実践演習Ⅱ	1		1			
		広域看護学実践演習Ⅲ	1		1			
		広域看護学活動展開実習Ⅰ	1		3			
		広域看護学活動展開実習Ⅱ	2		1			
		広域看護学活動展開実習Ⅲ	2		1			
共通科目		生体科学特論	1または2		2	研究者養成は、保健情報学 特論、看護科学研究特論、 英語論文作成概論の3科目を 含め、8単位以上修得しなけ ればならない。		
		病態生理学特論	1または2		2			
		フィジカルアセスメント学特論	1または2		2			
		薬理学特論	1		1			
		健康増進科学特論	1または2		2	実践者養成看護管理・リカ レントコースは、看護科学 研究特論、保健情報学特 論、看護管理学特論、看護 コンサルテーション論、看護 政策論の5科目を含め、18 単位以上修得しなければなら ない。		
		人間関係学特論	1または2		2			
		健康社会科学特論	1または2		2			
		保健情報学特論	1または2		2			
		看護科学研究特論	1		2	実践者養成NPコースは、生 体科学特論、病態生理学特 論、フィジカルアセスメン ト学特論、看護科学研究特 論、看護管理学特論。看護 倫理学特論、看護政策論の7 科目を含め、14単位以上修 得しなければならない。		
		看護管理学特論	1または2		2			
		看護理論特論	1または2		2			
		看護教育学特論	1または2		2			
		看護コンサルテーション論	1または2		2	実践者養成助産学コース は、看護科学研究特論を含 め、10単位以上修得しなけ ればならない。		
		看護倫理学特論	1または2		2			
		看護政策論	1または2		2			
		英語論文作成概論	2		1			
		特別研究		原書講読演習	1		2	研究者養成は、特別研 究、原書講読演習の2科 目を修得しなければならない。 実践者養成のすべての コースは、原書講読演 習、課題研究の2科目を 修得しなければならない。
				特別研究	1～2		12	
				課題研究	1～2		3	
計（99科目）								

備考

・※は再掲科目

別表第2（第12条、第13条関係）

教育課程	専攻領域	授業科目	授業を行う年次	単位数		備考
				必修	選択	
専門科目	看護基礎科学	生命病態学特論	1		2	看護基礎科学及び看護専門科学の専攻領域のうちからいずれかを選択し、当該専攻領域に係る演習に関する科目を4単位以上、当該専攻領域に係る特論に関する科目を2単位以上及び当該専攻領域以外の専攻領域に係る特論に関する科目を2単位以上を修得しなければならない。
		健康増進科学特論	1		2	
		保健情報科学特論	1		2	
		精神保健学特論Ⅱ	1		2	
		放射線保健学特論	1		2	
		看護基礎科学特別演習	2		4	
	看護専門科学	生活支援看護学特論	1		2	
		看護管理学特論	1		2	
		生殖看護学特論Ⅱ	1		2	
		発達看護学特論	1		2	
		国際看護学特論Ⅱ	1		2	
		看護専門科学特別演習	2		4	
特別研究		特別研究	1～3	8		
計（13科目）				8	28	

別表第3（第12条、第13条関係）

教育課程	専攻領域	授業科目	授業を行う年次	単位数		備考
				必修	選択	
専門科目	健康生理学	健康生理学特論Ⅱ	1		2	専攻領域から特論1科目（2単位）、演習1科目（4単位）を含めて、8単位以上を修得しなければならない。
		健康栄養学特論Ⅱ	1		2	
		健康生理学特別演習	2		4	
	環境健康科学	環境健康科学特論Ⅱ	1		2	
		環境健康科学特別演習	2		4	
	健康運動科学	健康運動科学特論Ⅱ	1		2	
		健康運動科学特別演習	2		4	
	放射線健康科学	放射線健康科学特論Ⅱ	1		2	
		放射線健康科学特別演習	2		4	
	健康情報科学	健康情報科学特論Ⅱ	1		2	
		健康情報科学特別演習	2		4	
		健康統計学特論Ⅱ	1		2	
	メンタルヘルス	メンタルヘルス学特論Ⅱ	1		2	
		メンタルヘルス学特別演習	2		4	
		対人援助特論Ⅱ	1		2	
特別研究		特別研究	1～3	8		
計（16科目）				8	42	